

令和元年度第4回日進市行政改革推進委員会 議事録

日 時 令和2年2月20日(木) 午前10時から午前11時まで
 場 所 日進市役所南庁舎2階 第5会議室
 出 席 者 齊藤由里恵(会長)、金澤敦史、内藤正勝、志水佳三、中條元男、恒川孝司、
 三村剛、岩佐智生、上田信子
 欠 席 者 なし
 事 務 局 石川達也(企画部長)、辻武(企画部調整監)、水野隆史(企画部次長兼企画政策課長)、
 安彦直美(企画政策課課長補佐)、山浦勝義(企画政策課企画経営係長)、中根友樹
 (企画政策課企画経営係主事)
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 3名
 次 第 1 開会
 2 あいさつ
 3 諮問
 4 議題 第2次日進市経営改革プランにおける「具体的取組内容11 補助金等
 の見直し」について
 5 閉会
 配 付 資 料 資料1 補助金等の適正交付ガイドライン(案)
 資料2 補助金等チェックシート(案)
 資料3 「補助金等の適正交付について」に係る質問等への回答

発 言 者	内 容
事 務 局	1 開会
	2 あいさつ
	3 諮問 ・第2次日進市経営改革プランの進捗管理について ・補助金等の適正交付について
	4 議題
会 長	それでは、議題「第2次経営改革プランにおける「具体的取組内容11 補助金等の見直し」について」に移ります。はじめに、事務局から説明をお願いします。
企 画 政 策 課	(資料1、2、3に沿って説明)
会 長	今回の会議では、このガイドラインに対して皆様よりご意見をいただき、それを反映させた上でガイドラインを完成させ、補助金の適正交付を進めていくということでございます。今の企画政策課の説明に関して質疑・意見等がありますか。
会 長	まず始めに確認ですが、このガイドラインというのは補助金等のあり方を考察する上での基準である、という風に考えていただければよいのではないかと思います。補助金等の必要性等を考えていく中で、このガイドラインに照らし合わせ

発 言 者	内 容
	ていくこととなります。今までは、個々でこれを行っていたということですが、 今後は統一的な基準を用いて進めていくということで、より有効な視点があるの ではないか、抜けているところがあるのではないかと、といった観点で皆様から意 見をいただければと思います。補助金等が交付される個人や団体、事業等に対 してチェックをかけることによって、効果の「見える化」が行えますし、公平性 といった観点においてもより担保されるようになるのではないかと思います。
委 員	1 点目として、このガイドラインは、条例や規則として機関決定されるもの になるのでしょうか。日進市補助金等交付規則との整合性ととも、議会の承認を 得るなど機関決定の有無を教えてください。
企 画 政 策 課	日進市補助金等交付規則の範囲内で行っていくものであり、この委員会に諮 った上で審議いただき、承認をいただくものになります。そのため、議会等に諮る、 ということはありません。根拠としましては、第2次日進市経営改革プランに あるということでございます。
委 員	そのような位置づけであるということは、条例や規則で定められたものでは なく、実務上のガイドラインという立ち位置になるということですね。 2 点目として、このガイドラインには、交付についての公平性や有効性等の記 載はありますが、交付された金額が余った際の返還に関する記載がございません。 市町によっては、交付金が余った際は可及的速やかに返還せよといった記載が ある場合もございます。今回は「適正交付について」ということで、交付に関 するものになると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
企 画 政 策 課	委員のおっしゃる通り、今回は「適正交付について」という内容で作成する ものでございまして、返還等につきましては、それぞれの補助金の交付要綱に、補 助金ごとの性質に沿った内容で記載があるため、そこで規定されているものと考 えております。
委 員	3 点目として、ガイドラインの4 ページに「全体・統一的な見直しは5 年周期 をめどに実施」と記載がございます。他の市町では3 年ごとに実施している例も あるかと思いますが、どのような根拠で5 年としているのでしょうか。
企 画 政 策 課	3 年では期間が短すぎるのではないかと意見が事務局内であり、また、他 市町を参考にした際、5 年としている自治体も多くありましたので、本市では5 年といたしました。
委 員	補助金等チェックシート（案）では、「1 補助金等の概要」の「⑩当該補助の 効果」部分で効果の程度を理由と併せて記載したり、「2 基本的視点の確認」で それぞれの評価項目における○と×を参考にしたりしながら評価を行っていく ことと思います。そして、「3 見直し結果」において「A継続」や「G廃止」とい った評価がつくのだと思いますが、例えば2 の部分で×が2 個ついたためB、と いうような基準は現時点であるのでしょうか。 また、「3 見直し結果」にありますヒアリングについて、どのように行うもの

発 言 者	内 容
	でしょうか。
企 画 政 策 課	「3 見直し結果」における評価については、○や×の数で点数化を行って評価するものではございません。例えば、×がいくつかついていたとしても、所管課でその部分を改善しながら継続実施するという判断になるものや、事情によっては×がついていても現状と変わらないまま継続となるものが出てくることも考えられます。その理由を具体的に記載させたいので、所管課に対して企画政策課がヒアリングを行い、改めて評価をつける、という流れになります。
委 員	補助金等を交付する際、交付対象の団体から領収書を提出してもらい、適正かどうか判断する、ということはあるのでしょうか。ガイドラインの中には、慶弔費や交際費等を対象としていないか、といった記述がございます。交付金額を決定する際、提出された領収書を基に算定されるのではないかと考えておりますが、現状がどのようなものか教えていただきたいです。このガイドラインを用いて5年ごとの見直しを行っていく際に、必ず領収書等は保管しておくこと、というような記載があってもよいのではないのでしょうか。
企 画 政 策 課	現状としまして、実際に領収書を出していただいている場合もございまして、団体によっては、領収書ではなく決算書や支出報告書という形で提出されていることもあります。その目的としては、どちらかといえば支出が適正かどうかをチェックするものでございます。ただ、支出された金額や内容を参考に、交付する補助金等の金額を見直す、ということも実際はあろうかと思えます。
会 長	1点目として、補助金等チェックシートは、新規で補助金等を交付するかしなにかという部分を判断する際にも用いるものになるのでしょうか。
企 画 政 策 課	その通りです。
会 長	その場合、「2 基本的視点の確認」の「有効性・効率性」部分に記載がありますが、「交付先の領収書の整理状況や帳簿の作成状況などが適正か」といった部分については、そのような環境であるか、というような記載に変わるという理解でよろしいのでしょうか。
企 画 政 策 課	おっしゃる通りです。
会 長	まず新規で交付を受けることができるかどうかという部分でそのようにチェックシートが活用されて、次回見直しの際も改めてこのチェックを受けるということですね。 2点目として、ガイドライン（案）の「3 基本的な考え方」や「4 補助金等交付基準」に「【扶助費のみ】受給者負担又は所得制限の検討」という記載があります。わかりやすいように項目として挙げられているものと思いますが、「公平性」の部分にまとめてしまってもいいのではないのでしょうか。例えば所得の高低に応じて税金が増減するということが公平性に分類されるように、この部分もまとめてしまってもいいように思います。ただ、5年周期の見直しをこれから始めていくにあたって、細かく様々な条件を分類して始めるのか、あまり細かく分類

発 言 者	内 容
	<p>せずすっきりとした状態で始めるかは検討の余地があるかと思しますので、事務局にて更なるご検討をお願いします。</p>
委 員	<p>1点目として、ガイドラインの3ページの「有効性・効率性」の部分で、「補助による執行の妥当性」という項目について、市が必要だと判断して直営や委託で事業を行っているものと、団体に対して補助をすることで事業を行っているもの、その妥当性を問うという視点が成り立つのでしょうか。</p> <p>2点目として、「団体の適格性」の中の「団体の会計処理は適切か」という部分についてお尋ねします。日進市補助金等交付規則の中に、関係書類を添えて実績報告をする旨や必要に応じて現地調査を行う旨の記載があります。先ほど領収書の提出を求めている場合があるとの話がありましたが、実際は実績報告として収支決算書のようなものを提出していただくことになるのではないかと思います。そして、必要があれば現地調査をするような流れになるのかと思います。実際の運用がどのようかわかりませんが、いずれにせよ会計処理の確認については必ず必要であると思しますので、現状がどうなっているかをお伺いしたいです。</p> <p>3点目として、チェックシート中の「1 補助金等の概要」の「⑬補助対象経費」の部分について、報償費や需用費など既に記入がありますが、これは実際に記入していただく際は、この中から対応する経費のみ記入すればよいのか、どのようなものでしょうか。</p> <p>4点目として、「2 基本的視点の確認」の「有効性・効率性」で、先ほどの質問と重複する部分もありますが、「自主財源等の確保・拡大、自立に向け努力しているか」や「領収書の整理状況」といった内容について、どのように確認するのでしょうか。</p>
企 画 政 策 課	<p>1点目について、判断基準にするのか、という趣旨でのご質問かと思しますので、事務局にて検討させていただきたいと思します。</p> <p>2点目について、実際に私がいた課では領収書を添付して提出させていたという経験からそのように説明をさせていただきましたが、全庁的に把握しているかといえばそうではないと思します。実績報告書にするのか、領収書の提出を求めるのか、会計処理の確認について、具体的な方法というのは詰め切れていない部分もございますので、こちらも検討させていただきます。また、現地調査という部分について、現実により事例がございませんので、詳細にご説明するのは難しいです。</p> <p>3点目について、現在記載されている部分については例示しているだけで、実際はこの中からのみ選んで記入する、というわけではございません。</p> <p>4点目について、領収書については先ほどお答えしたとおりです。団体が自主財源の確保や自立に向け努力しているか、という部分については、ヒアリングを通して判断していくことになろうかと思します。</p>
委 員	<p>申請書が出てきたものに対して、自主財源の確保に向け努力をしているかどうか</p>

発 言 者	内 容
	<p>かなどを、ヒアリングにて確認するかというと、少し疑問に思います。実際は書類に記載されている内容で判断するのではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。</p>
企 画 政 策 課	<p>このチェックシートを用いて事業所管課へヒアリングしていく中で、補助団体等がどのような努力をしているのかを確認する、ということで現在は想定しております。</p>
会 長	<p>補助金等については、種類が非常に多様であるため、統一的な基準で適正交付に向けてチェックするというのは、作業を実際に始めてみないと分からないことも多いかと思えます。その中で一つ気をつけていただきたいのは、やはり今回は統一的な基準であるガイドラインに基づいて適正な交付かどうかを確認することですので、それぞれの課の裁量によって交付の可否が決められるものではない、ということを変更して事業所管課に認識していただく必要があるということでございます。また、記載される文言としては、抽象的にならざるを得ない部分もあろうかとは思いますが、数値化できない部分もでてくるとは思いますが、適正交付というものに対する見解を日進市全体で統一して持つことを意識して、取組を進めていただきたいと思います。</p> <p>その上で、補助金等について、今回のように交付の可否をチェックすることで適正かどうか判断していく、また、事業を行った結果が適正であったかどうかをチェックし判断していく、という考え方がありますが、対象を絞りすぎたことによって本来交付されるべきところに交付されない、ということが起きてしまうと、市民満足度の向上を妨げてしまう可能性もございます。また、チェックが厳しいことで事業所管課の事務負担が大きくなることも考えられます。効率性や公平性というものについて、そのバランスは非常に難しいものではあります、常に意識して進めていただきたいと思います。</p> <p>それでは、この委員会においては、本日の各委員からいただいた意見を反映した上で補助金の適正交付を進めていただく、という形をもって承認としてよろしいでしょうか。</p>
委 員	(異議なし)
会 長	<p>ありがとうございます。今後、実際に進めていく中で本委員会に諮ることがあるかもしれませんが、その際は改めてご審議いただくようお願いいたします。事務局におかれましては、本日の会議での意見を踏まえ、補助金等の適正交付に向けた調査を進め、その結果を本委員会へご報告いただくようお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議事がすべて終了いたしましたので、事務局へお返しします。</p>
	5 閉会